



協会だより

Japan Tourism Facilities Association

特集号



新公益法人移行特集号

発行 / 社団法人国際観光施設協会
総務委員会
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋
2-8-5 多幸ビル九段2階
TEL03-3263-4844
FAX03-3263-4845
E-mail : kankou01@syd.odn.ne.jp
URL : <http://www.kankou-fa.jp>

2010年11月1日

新公益法人への移行について 会長 中山 庚一郎

本協会は1957年の創立以来、公益法人として、観光施設に関する技術的な調査研究を行い、整備促進と改善向上の提言に努めてまいりましたが、近年、観光立国推進基本法の制定、景観法の施行に伴い、国際競争力の高い観光地の創造、自然環境との共生や地域環境との調和、エコロジーに関する対応などの必要性から、観光施設単体の研究にとどまらず、それらを取り巻く観光空間全般にわたる研究が不可欠となりました。

これらの要素を技術的に調査研究できる団体は当協会の他になく、既に地域の観光地の要請を受けて、観光地の活性化・街づくりに関する現地調査を行い、フォーラムを実施して提言、提案を行っておりますことはご承知の通りです。

当協会は、
「国際競争力の高い、
そして持続可能な観光地づくりの推進」
をめざし、観光庁をはじめ関係団体と密接な連携をはかりながら調査研究評価、提言事業を積極的に行い、あたらしい力強い持続可能な観光交流空間づくりに、貢献したいと考えています。

これらの今後の活動を考えるとき、観光業界唯一の技術集団としてその力を発揮し、活動の意義を高めるために、これからも公益法人として活動できるような、新たな制度の「公益法人」に移行することが必要と考えております。

皆様のご協力ご理解をお願いいたします。

公益法人制度改革と旧公益法人の移行について

民間の非営利部門の活動の健全な発展を促進し、従来の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、これまでの主務官庁による「公益法人」の設立許可制度を改め、登記のみで法人「一般社団法人又は一般財団法人」が設立できる制度が創設され、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき「公益社団法人又は公益財団法人」に認定する制度が創設されました。

平成20年12月1日に、この制度に関する法律「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」と「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が施行されましたが、私達従来からある「公益法人」は平成25年11月30日までに、この新しい法律に基づく法人「一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人」に移行することが義務付けられています。移行するまでの間は「特例民法法人」となり、期限までに移行しないときは解散したものと見なされます。

私達は社団法人のため、以下財団法人の記述は省きます。
ここに掲載する資料は行政改革推進本部事務局が公示したものを基にしています。



【公益社団法人と一般社団法人の主な違い対比表】

| | 公益社団法人 | 一般社団法人 |
|---------------------|---|------------------------|
| 社会的な信用度 | 公益社団法人の名称を独占 | 特になし |
| 事業目的 | 公益目的事業を主たる目的とする | 制限なし |
| 事業内容 | 全事業の50%以上が公益目的事業であること 公益目的事業の費用が全ての費用の50%以上であること | 制限なし |
| 収入等の制限 | 公益目的事業の収入は、事業に係る費用を超えてはならない | 制限なし |
| 遊休財産の保有制限 | 原則として公益目的事業の1年分に相当する額以内であること | 制限なし |
| 税制 | 公益目的事業は非課税 収益事業の利益を公益目的事業に充当により、法人税率が軽減 | 全所得に課税 原則営利法人と同等の課税 |
| 利子等に係る源泉所得税 | 非課税 | 課税 |
| 寄付金に対する 税制上の優遇処置 | 特定公益増進法人として優遇 | 優遇処置なし |
| 行政庁の監督 | 内閣総理大臣の監督を受ける 毎年、事業報告、予算書、決算書の提出義務あり | 義務なし |

公益社団法人の特徴と設立条件について

1. 「公益社団法人」という名称を独占的に使用
2. 公益法人並びにこれに対する寄付を行う個人及び法人に関しては、税制上の優遇処置が受けられる。
3. 公益目的事業が全事業の50%以上であること。
4. 公益目的事業に係る収入は、公益目的事業を行うに必要な費用の額を超えないこと。
5. 遊休財産額の保有に制限があり、原則として公益目的事業費の一年分を超えないこと。
6. 寄付金等の一定の財産を、公益目的事業に使用、処分すること。
7. 財産目録等を備え置き閲覧、及び行政庁へ提出すること。
8. 理事等への報酬等の支給基準を公表すること。
9. 定款は、公益法人認定等に関する法律に基づき、必要な条件を明記すること。

旧公益法人が公益社団法人に移行するときの手続き

公益認定等委員会の認定を受けるために準備が必要な主な書類は次の通りです。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 法人の基本情報及び組織について | 3) 遊休財産額について |
| 2. 法人の事業について | 4) 各事業に関連する費用額の配賦について |
| 1) 事業の一覧 | 4. その他の添付書類について |
| 2) 個別の事業の内容について | 1) 現行の定款と定款の変更の案 |
| 3. 法人の財務に関する書類について | 2) 収支予算書 |
| 1) 収支相償について | 3) 役員等の就任予定者の名簿 |
| 2) 公益目的事業の比率について | |

一般社団法人の特徴と設立条件について

1. 剰余金の分配を目的としない社団であること。
2. 登記によって、法人格を取得することができる。
3. 社員2名以上で設立できる。
4. 事業の内容に規制はない。
5. 財産保有に規制はない。但し収益に対し、普通の法人と同等の課税がされる。特例処置として、完全な非営利事業と認められる場合は、税の軽減がある。
6. 定款は、一般社団法人に関する法律に基づき設立時に社員が作成、但し公証人の認証が必要。
7. 貸借対照表、規模によっては損益計算書を含めて公告(インターネットも可)が必要。
8. 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。

旧公益法人が一般社団法人に移行するときの条件

「旧公益法人」が保有している財産は、基本的に公益事業によって得た財産であることから、正味財産額が一定を超えていて、公益の目的のために支出すべき額として移行の時点で算定された額については、移行後の「公益的支出計画」を作成し、この計画に基づく「公益事業」を実施して、この額が「零」になるまで行政庁の管理を受けることとなります。